

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年3月31日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
矢崎 堅太郎	矢崎堅太郎地方政治政策研究会	令和6年10月28日
山田 久子	山田久子後援会	令和7年1月31日
星 健太郎	星健総研	令和7年2月12日